



市長室開放

より良いまちづくりのために
市政について市長と語り合いま
せんか?

日時 12日(水)15時～17時

※1件30分



場所 市役所

申込期限 前日17時15分

申込・問合せ 広聴・市民生活課

☎72・3191

「ごみ」の収集日

【燃えないごみ・廃蛍光管等】

収集日 12日(水)

【みどりのリサイクル】

収集日 3日(月)・24日(月)

問合せ ごみ・リサイクル課

☎72・3126

市指定「ごみ袋」の無償交付

紙おむつ・ストマなどを在宅使

所 市役所 (花川北6・1・30・2)
りんくる (花川北6・1・41・1)

用している世帯を対象に、審査の上、指定「ごみ袋」を交付します。

枚数 10枚(30ℓ袋)／月

算定期間 毎年10月1日～翌年

9月30日

申込方法 申請書と必要書類を

申込先または各支所市民福祉課

へ提出 ※来庁される方の本人確

認書類を持参のこと

対象	必要書類
石狩市寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業の給付を受けている世帯	石狩市寝たきり高齢者等紙おむつ給付利用決定書、または給付券の写し
石狩市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づく地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の給付を受けている世帯	日常生活用具給付決定書の写し
介護保険制度で要介護4および5の認定を受けている在宅の方で、かつ常時紙おむつを使用している世帯	介護保険被保険者証および紙おむつなどの購入が証明できる書類(レシートなど)

申込・問合せ ごみ・リサイクル課
(市役所3階) ☎72・3126

**マイナンバーカードの
休日・夜間交付**

「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いている方を対象に行います。
※本人確認書類を必ず持参の

こと

日時 ①15日(土)9時～12時

②23日(日)9時～12時

③27日(木)17時30分～19時

場所・申込・問合せ 市民課

(市役所1階1番窓口)

☎72・3165

**就学援助費の
前倒し支給の申請**

本市の認定基準を満たす保護者に対し、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。

対象

- ①令和5年4月に市内小学校・義務教育学校(前期課程)に入学するお子さんがいる世帯
- ②令和5年4月に市内中学校・義務教育学校(後期課程)に入学・進学するお子さんがいる世帯

申込方法

- ①就学時健康診断の案内に同封する申請書を申込先または就学時教室の入学予定の学校へ提出
- ②令和5年1月31日(火)までに市HPまたは申込先にある申請書を提出 ※令和5年2月1日(水)時点で就学援助の認定を受けている場合は、申請書の提出不要

申込・問合せ

学校教育課(市役所4階)

☎72・3171

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

8月の開催状況

☎広聴・市民生活課 ☎72・3191

開催日	名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
1	福祉有償運送運営協議会(福祉総務課)	新規登録申請について	公開	1
2	総合戦略推進懇話会(企画課)	令和3年度実施事業の点検・評価	公開	0
3	浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	高齢者に優しいまちづくりについて	公開	4
8	石狩浜海浜植物保護センター運営委員会(石狩浜海浜植物保護センター)	令和4年度石狩浜海浜植物保護センター事業体制及び計画について	公開	1
24	地域公共交通活性化協議会(企画課)	オンデマンド交通による実証運行について	公開	4
25	障害者総合支援認定審査会(障がい福祉課)	障害者総合支援法に基づく介護給付等申請者の障害支援区分の審査	非公開	—
29	子ども・子育て会議(子ども政策課)	ふれあいの子ども館 現地視察	公開	0
	自治基本条例懇話会(企画課)	自治基本条例の見直しについて	公開	1
31	国民健康保険運営協議会(国民健康保険課)	石狩市国民健康保険税の改定について(諮問)	公開	0
	厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	第9期厚田区地域協議会の運営について(継続協議)	公開	2
—	介護認定審査会(高齢者支援課)	要介護、要支援の審査・判定(8月中7回開催)	非公開	—

就学時健康診断

対象は令和5年4月に市内小学校・義務教育学校(前期課程)に入学するお子さんで、その保護者宛てに案内を送付します(10月上旬までに届かなければ要問合せ)。入学に関する心配事もご相談ください。

日程 29日(土)・30日(日)、11月5日(土)

問合せ 学校教育課

☎72・3171

児童手当

支払日 7日(金) ※入金まで数日要する場合あり

【提出をお忘れなく!】

児童手当現況届や関連する書類の提出が必要な方にはご案内

をしています。未提出の方にはお支払いできませんので、早急に手続きをしてください。

【養育状況などに変更があったら】

児童を監護しなくなったなど養育状況に変更があった場合は速やかに届出を。未提出や遅れた場合は、児童手当の返還を求めめる場合があります。

問合せ 子ども家庭課

☎72・3128

いしかり地域応援商品券

使用期限は31日(月)です。忘れずにご使用ください。 ※払い戻し不可

問合せ 商工労働観光課

☎72・3166

